

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 結核予防法に基づく医療機関の指定
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地変更について
- 生活保護法に基づく医療機関の指定
- 土地改良区設立の認可申請
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- 国民健康保険を行う村に対する条例制定認可
- 右同
- ◇正誤 昭和二十八年四月二十五日鳥取県規則第二十四号中訂正

告示

鳥取県告示第二百三三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十八年五月八日

鳥取県知事 西尾 愛治

名称 所在地 管轄保健所 指定年月日

国中診療所	八頭郡国中村大字 久能寺七一二	智頭保健所	昭和二十八年四月三十日
-------	-----------------	-------	-------------

古布庄村健康保険直営診療所	東伯郡古布庄大字 倉吉		
---------------	-------------	--	--

八橋診療所	八橋町一四九五		
-------	---------	--	--

鳥取県告示第二百五五号

昭和二十五年十一月鳥取県告示第五百五十三号をもつて公示した生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関中次のように所在地変更の届出があつた。

昭和二十八年五月八日

鳥取県知事 西尾 愛治

名称 所在地

中井医院	旧 東伯郡八橋町大字丸尾
新	倉吉町堺町二丁目

鳥取県告示第二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十八年五月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	診療科名	所在地
渡辺医院	精神科、神経科	鳥取市東町三四七
山崎医院	性病科、外科	立川町五丁目三九八
八頭郡國中診療所	小児科、内科、外科	八頭郡國中村大字久能寺七一
音田医院	内科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科	東伯郡羽合町大字田後一二七
八橋診療所	内科、小児科	八橋町一四九五
作野医院	産婦人科、外科	西伯郡境町朝日町一―一
中下医院	外科、皮膚泌尿器科	中町三四

鳥取県告示第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第

一項の規定により、別表のとおり、土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年五月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写
- 二 縦覧の期間
- 昭和二十八年五月九日から同年五月二十八日まで
- 三 縦覧の場所
- 別表のとおり
- 四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて

知事に申し立てること。

別表

住 申 所	氏 人 名
-------	-------

鳥取市百谷	上山 吉平 外十六人
八頭郡散岐村大字小倉	金谷 勇治 外十四人
東伯郡上井町大字上井	砂原 常藏 外十九人
〃 小鹿村大字東小鹿	米広 正夫 〃
〃 栄村大字上種	平信 幸治 外十四人
気高郡中郷村大字絹見	尾崎 正 〃

土地改良区の名称

縦覧の場所

鳥取市百谷土地改良区	鳥取市役所
散岐村小倉	八頭郡散岐村役場
上井町長谷	東伯郡上井町
東小鹿	〃 小鹿村
栄村第一	〃 栄村
中郷村絹見	気高郡中郷村

鳥取県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年五月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

法勝寺土地改良区

内 藤 丈	西伯郡法勝寺村大字法勝寺
吉 田 行 夫	〃
高 橋 弥 一	〃
福 田 正	〃
前 田 章 一	〃

安田 徳三
白石 節夫
古 曳 顯文
山尾 照芳
酒井 半藏
日野村本郷土地改良区
舟越 弘一
生田 八郎
濱坂土地改良区
若林 吉藏
米原 壽男
米原 善次
米原 敬次郎
米原 秀藏
須崎 利忠
神崎 一郎
庄内村古御堂土地改良区
野坂 義知

日野郡日野村大字本郷
鳥取市浜坂
西伯郡庄内村大字古御堂

細谷 左仁
鍋浦 義次
細谷 秀雄
船越 壽光

鳥取県告示第二百一十一号
国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き
条例制定を認可した。

昭和二十八年五月八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
国民健康保険を行う村 認可年月日
東伯郡矢送村 昭和二十八年三月三十日

鳥取県告示第二百十二号
国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き
条例制定を認可した。

昭和二十八年五月八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
国民健康保険を行う町 認可年月日
八頭郡船岡町 昭和二十八年四月一日

頁 段 行

三 下 一八 鳥取県部局設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第二号）
五 下 一二 麻薬係
八 上 一 所管
九 " " ほう賞
一二 上 五 県管印刷所
一三 上 一四 歯科用貴金屬
一六 上 一六 家畜保健衛生所及び種畜場
" 下 " 所管
" 下 一八 漁市場
" 下 一八 魚場施設
一八 下 一 取まとめ

誤

正 誤

昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号中誤植があるの
で、次のとおり訂正する。

鳥取県部局設置条例
麻薬係
所管
ほう賞
県管印刷所
歯科用金屬
ガス
主管
家畜保健衛生所、県管屠場及び種畜場
魚市場
魚場施設
取まとめ

〃 〃 一八 (本庁の内部部局)
 二〇 上 一三 分担事務
 〃 下 一七 鳥取県立義肢修理所
 二二 上 一〇 鳥取県立身体障害者更生指導所
 〃 〃 一一 (肢体不自由者)
 二三 上 八七 製紙部
 二四 上 九 調査、試験研究等
 二五 上 一六 皆成学園
 二七 上 九 互る
 三〇 下 一七 鳥取県水産試験場は、
 三一 上 一 発行
 三二 上 三 協議会
 〃 下 五 都道府県知事
 〃 〃 〃 〃
 三五 鳥取県国民健康保険 審査会欄中 あつ旋
 三七 鳥取県中小企業振興 対策審議会欄中 ならびに

四 幡郷県管発電所に關すること
 (本庁内部部局)
 分担事務
 鳥取県立義肢修理所
 鳥取県身体障害者更生指導所
 (肢体不自由者)
 製紙部
 調査、試験研究等
 皆成学園
 わたる
 鳥取県水産試験場は、
 発行
 協議会、
 知事
 あつ旋
 並びに

〃 鳥取県農業共済保険 第四十三条第二項
 審査会欄中 あつ旋
 三八 鳥取県建設業審議会 烏取県
 欄中
 三九 鳥取都市計画專業鳥 烏取
 取火災復興土地区劃 整理審議会欄中
 〃 鳥取県都市計画地方 審議会欄中 都市計画審議会令(大正八年勅令第
 四百八十三号)
 四〇 下 八 次の各号に
 四二 下 一五 各課の分掌事務は次のとおりとする。
 四三 上 一四 属さな
 四五 下 一二 收受
 〃 〃 一七 指導を行うこと
 四七 上 六 (保健所の設置)
 〃 下 七 保健所各課の分掌事務は次のとおり
 〃 〃 一四 庁舎の管理
 四八 上 九 及び
 四九 〃 一五 労働關係に

第四百四十三条第二項
 あつ旋
 烏取
 都市計画審議会令
 次に
 各課においては、次の事務をつかさど
 る。
 属しな
 收受、
 指導に關すること
 (保健所の設置)
 保健所各課においては、次の事務を
 つかさどる。
 事務所管理
 並びに
 労働に

